

# 議 事 録

農 業 委 員 会 総 会

(令和3年 5月 6日)

吉野ヶ里町農業委員会

1. 日時 令和3年5月6日(木) 午前9時00分

2. 場所 吉野ヶ里町役場東脊振庁舎 大会議室

3. 出席者の状況

| 議席<br>番号 | 氏 名       | 出欠等<br>の有無 | 議席<br>番号 | 氏 名     | 出欠等<br>の有無 |
|----------|-----------|------------|----------|---------|------------|
| 会長       | 中 村 榮 憲   | 出          | 松隈       | 築 地 孝 彦 | 欠          |
| 副会長      | 原 武 学     | 出          | 石動       | 元 石 久 隆 | 出          |
| 2        | 江 口 啓 子   | 出          | 三津       | 城 尾 良 信 | 出          |
| 3        | 中 村 佐 代 子 | 出          | 大曲       | 福 島 啓 洋 | 出          |
| 5        | 城 島 訓 浩   | 出          | 吉田       | 北 島 知 典 | 出          |
| 6        | 荒 木 清 隆   | 出          | 田手       | 森 勝 浩   | 出          |
| 7        | 森 田 利 光   | 出          | 豆田       | 原 隆 司   | 出          |
| 8        | 小 林 宏     | 出          | 箱川       | 江 頭 秀 臣 | 出          |
| 9        | 大 坪 敏 博   | 出          |          |         |            |
| 10       | 木 下 大 学   | 出          |          |         |            |
| 11       | 内 川 正 良   | 出          |          |         |            |

4. 本会議の書記は次のとおりである。

|     |             |                       |
|-----|-------------|-----------------------|
| 事務局 | [局 長] 多良 和孝 | 副課長 長野 充貴<br>係員 田中 貴章 |
|-----|-------------|-----------------------|

5. 議事録署名委員の指名 9番 大坪 敏博 委員 10番 木下 大学 委員

6. 議 事

|       |                                                 |     |
|-------|-------------------------------------------------|-----|
| 第1号報告 | 農地法第18条第6項の規定による通知書                             | 3件  |
| 第1号議案 | 農地法第3条の規定に基づく許可申請案件                             | 2件  |
| 第2号議案 | 農地転用許可後の事業計画変更承認申請                              | 1件  |
| 第3号議案 | 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件                             | 9件  |
| 第4号議案 | 非農地証明願                                          | 1件  |
| 第5号議案 | 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく令和3年度<br>第2号農用地利用集積計画(案)の決定案件 | 58件 |
| 第6号議案 | 農業経営改善計画の認定に伴う農業委員会の意見聴取                        | 4件  |
| 第7号議案 | 農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の軽微な変更申請                     | 2件  |

|          |                                             |     |
|----------|---------------------------------------------|-----|
| 第 8 号議案  | 農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更申請に伴う<br>農業委員会の意見聴取案件 | 4 件 |
| 第 9 号議案  | 農業振興地域整備計画の変更申請に伴う振興計画に係る意見<br>について         | 1 件 |
| 第 10 号議案 | 農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更の事前<br>調整について        | 1 件 |
| 第 11 号議案 | 農業委員会の適正な事務実施について                           | 1 件 |

〔開会 午前 9 時 00 分〕

○ **事務局長** 皆さんおはようございます。只今より令和 3 年 5 月の吉野ヶ里町農業委員会  
総会を開催致します。それでは、会長の挨拶をお願いします。

○ **会長** 皆さんおはようございます。本日もみなさんよろしくお願いします。

（会長 あいさつ）

○ **事務局長** それでは本日の出席委員ですが、11 名中 11 名ですので定足数に達しており  
ます。総会は成立致します。推進委員は 7 名出席です。それでは、吉野ヶ里町農業委  
員会会議規則の第 6 条に基づき、議長は会長が努めることとなっておりますので、以  
降の議事進行は中村会長にお願い致します。

（会長、これより議長に変わる。）

○ **議長** それでは、総会の次第によりまして、2 番の議事録署名委員の指名を行います。

9 番 大坪 敏博 委員 10 番 木下 大学 委員、議事録署名をお願い致します。

○ **議長** 3 番の議事に入ります。

|         |                                                     |      |
|---------|-----------------------------------------------------|------|
| 第 1 号報告 | 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書                             | 3 件  |
| 第 1 号議案 | 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請案件                               | 2 件  |
| 第 2 号議案 | 農地転用許可後の事業計画変更承認申請                                  | 1 件  |
| 第 3 号議案 | 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件                               | 9 件  |
| 第 4 号議案 | 非農地証明願                                              | 1 件  |
| 第 5 号議案 | 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく令和 3 年度<br>第 2 号農用地利用集積計画（案）の決定案件 | 58 件 |
| 第 6 号議案 | 農業経営改善計画の認定に伴う農業委員会の意見聴取                            | 4 件  |
| 第 7 号議案 | 農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の軽微な変更申請                         | 2 件  |
| 第 8 号議案 | 農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更申請に伴う<br>農業委員会の意見聴取案件         | 4 件  |

|          |                                  |     |
|----------|----------------------------------|-----|
| 第 9 号議案  | 農業振興地域整備計画の変更申請に伴う振興計画に係る意見について  | 1 件 |
| 第 10 号議案 | 農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更の事前調整について | 1 件 |
| 第 11 号議案 | 農業委員会の適正な事務実施について                | 1 件 |

以上を議題と致します。それでは早速、議案に入ります。第 1 号報告について説明をお願いします。

○ 事務局長 ○ 事務局長 1 ページをお願いします。第 1 号報告 18 条第 6 項の規定による通知書 合意解約－1 から 3 を朗読。説明は以上です。

○ 議長 事務局の説明が終わりました。合意解約の報告となっております。

○ 議長 続きまして、第 1 号議案 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 3－1 について説明を求めます。

○ 事務局長 4 ページをごらんください。第 1 号議案 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 3－1 について説明します。整理番号 3－1 を朗読。所有権設定に関する農地法第 3 条第 2 項各号の判断につきましては、5 ページの調査書のとおりで、2 項は該当しない。第 2 項 7 号の地域調和を朗読。よって条件を満たしています。申請地につきましては、6 ページに位置図、7 ページに字図の写しを添付しております。説明は以上です。

○ 議長 事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員ご意見ををお願いします。

○ 〇番（〇〇委員） この土地は以前から譲受人が耕作していたので問題ないと思います。

○ 議長 地元委員は問題ないということですが、質疑のある方はお願い致します。

○ 議長 ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。  
はい、全員挙手です。申請どおり許可したいと思います。

○ 議長 続きまして、第 1 号議案 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 3－2 について説明を求めます。

○ 事務局長 8 ページをごらんください。第 1 号議案 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 3－2 について説明します。整理番号 3－2 を朗読。所有権設定に関する農地法第 3 条第 2 項各号の判断につきましては、9 ページの調査書のとおりで、2 項は該当しない。第 2 項 7 号の地域調和を朗読。よって条件を満たしています。申請地につきましては、10 ページに位置図、11 ページに字図の写しを添付しております。説明は以上です。

- **議長** 事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員ご意見をお願いします。
- **〇番（〇〇委員）** この土地は以前から荒れていたもので耕作される方を買ってもらったほうがいいので問題ないと思います。
- **議長** 地元委員は問題ないということですが、質疑のある方はお願い致します。
- **議長** ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。  
はい、全員挙手です。申請どおり許可したいと思います。
- **議長** 続きまして、第 2 号議案 農地転用許可後の事業計画変更承認申請案件整理番号変更－1 について説明を求めます。
- **事務局長** 12 ページをごらんください。第 2 号議案 農地転用許可後の事業計画変更承認申請案件 整理番号変更－1 について説明します。  
整理番号 変更－1 を朗読。説明は以上です。
- **議長** 事務局の説明が終わりました。3 号議案の整理番号 5－1 が関連していますので整理番号 5－1 の説明後皆さんに審議してもらいたいと思います。
- **議長** 続きまして、第 2 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件整理番号 5－2 について説明を求めます。
- **事務局長** 17 ページをごらんください。第 2 議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 5－1 について説明します。  
整理番号 5－1 を朗読。申請地は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であるため第 1 種農地と判断されます。転用目的の駐車場は、周囲の他の土地に立地することが困難であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。申請地につきましては、18 ページに位置図、19 ページに字図の写し、20 ページに土地利用計画図、21 ページに断面図を添付しております。  
説明は以上です。
- **議長** 事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員ご意見をお願いします。
- **〇番（〇〇委員）** 特に問題ないと思います。
- **〇〇推進委員** 問題ないと思います。
- **議長** 地元委員は問題ないということですが、質疑のある方はお願い致します。
- **議長** ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。  
はい、全員挙手です。申請どおり許可したいと思います。

○ **議長** 続きまして、第 3 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件整理番号 5-2 について説明を求めます。今回は担当課の職員も見えているので質問があればお願いします。

○ **事務局長** 22 ページをごらんください。第 2 議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 5-2 について説明します。

整理番号 5-2 を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、ほ場整備区域外で、国営筑後川土地改良事業区域外。農地の区分は高速道路から概ね 300m 以内の農地であるため第 3 種農地と判断されます。転用目的の工場用地分譲は、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。申請地につきましては、25 ページに位置図、26 から 31 ページに字図の写し、32 ページに土地利用計画図、33 ページから 36 ページに断面図を添付しております。

説明は以上です。

○ **議長** 事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員ご意見をお願いします。

○ **〇番（〇〇委員）** 調整池を作るとのことだが面積は。

○ **担当課長** 面積はおよそ 4,300 ㎡でございます。容量といたしましては約 3,600 ㎡でございます。

○ **議長** 地元委員は問題ないということですが、質疑のある方はお願い致します。

○ **〇番（〇〇委員）** 調整池に溜まった水は最終的にどこに流すのか。

○ **担当課長** 工場の直接的な排水については、町の公共下水道へ接続します。表面排水に関しましては調整池に排水します。

○ **議長** ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。この案件は 3,000 ㎡を超えていますので、県のネットワーク機構の意見を聞くこととなっておりそこで異議なしとなった場合県の開発許可日と同日で許可したいと思います。

○ **議長** 続きまして、第 3 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件整理番号 5-3 について説明を求めます。今回は 1000 ㎡を超える案件でありますので申請者の方も見えられています。

○ **事務局長** 37 ページをごらんください。第 2 議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 5-3 について説明します。

整理番号 5-3 を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、ほ場整備区域外で、国営筑後川土地改良事業区域外。農地の区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断されます。転用目的の資材置き場及び物置は、周辺の他

の土地に立地することが困難であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。申請地につきましては、38 ページに位置図、39 ページに字図の写し、40 ページに土地利用計画図、41 ページに始末書、42 ページに写真を添付しております。

説明は以上です。

○ 議長 事務局の説明が終わりました○○委員ご意見をお願いします。

○ ○番(○○委員) 始末書にもありますように、去年の7月くらいから資材置き場にされておりました。私がお尋ねし、事務局にも来てもらい指導をしました。北側に水路がありましてそこもきちんと整地して排水するとのことでした。相続の問題もあり時間がかかり今回の申請になりました。別に問題はないかと思います。

○ 議長 続きまして、地元最適化推進委員、○○委員ご意見をお願いします。

○ ○○最適化推進委員 特に問題ないと思います。

○ 議長 地元委員は問題ないと言うことですが、質疑のある方はお願い致します。

○ ○○推進委員 この申請地の出入りは取り付け道路とかの申請はされたのでしょうか？

○ 代理人 字図で言うと1120-2が貸付人所有の土地で雑種地であるため転用申請の必要はありません。

○ 議長 そしたらその辺含めて土地利用計画図に示してもらわんとわかりません。それと私からの確認ですけど、許可後水路をきちんと整備していただくという事ですが、それは確実に下流に迷惑をかけることはないと思っていいわけですね。

○ ○番(○○委員) はい。社長と話したときはきちんとすると言われていた。

○ 議長 私と○○さんとのあれでは。

○ ○番(○○委員) ○○さんからやなくて会社から言ってもらわんと。いつまでにするとか。

○ 代理人 ○○委員さんが言われた通りの内容で私も確認をとっています。具体的にいつまでとかは聞いてないんですけど。農地転用が終わった段階で速やかに行うと聞いております。

○ 議長 総会の席上なのではっきりとした言葉で言ってください。

○ ○番(○○委員) 責任ある人がこやごて。始末書まで書いとるなら出てこんばいかんやなかですか。

○ 代理人 現在入院中のため代わりに私が来たんです。

○ ○番（○○委員） なら取下げやごて。来られんなら。

○ 議長 追認けん転用せんばいかん。総会で発言されたことは記録として残るですもんね。やると言われたらやってもらわんといかん。あといろいろ考えよったばってんできんごとなった。とかなると違反やっけんが。確約書をとってください。今回は継続審議ということで。来月は確約書と進入路が入った土地利用計画書を添付してください。よろしくお願いします。

○ 議長 続きまして、第3号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件整理番号5-4について説明を求めます。今回は1000㎡を超える案件でありますので申請者の方も見えられています。

○ 事務局長 43ページをごらんください。第2議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件 整理番号5-4について説明します。

整理番号5-4を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、ほ場整備区域外で、国営筑後川土地改良事業区域外。農地の区分は、第3種農地になることが見込まれる区域として宅地化の状況が住宅の用若しくは事業の用に供する施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域のため、第2種農地と判断されます。転用目的の資材置場は、周辺の他の土地に立地することが困難であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。申請地につきましては、44ページに位置図、45ページに字図の写し、46ページに土地利用計画図、47ページに断面図を添付しております。

説明は以上です。

○ 議長 事務局の説明が終わりました○○委員ご意見をお願いします。

○ ○番（○○委員） 周りは住宅に囲まれているので問題ないと思います。

○ 議長 続きまして、地元最適化推進委員、○○委員ご意見をお願いします。

○ ○○推進委員 問題ないと思います。

○ 議長 地元委員は問題ないと言うことですが、質疑のある方はお願い致します。

○ 議長 ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。  
はい、全員挙手です。申請どおり許可したいと思います。

○ 議長 続きまして、第3号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件整理番号5-5について説明を求めます。今回は1000㎡を超える案件でありますので申請者の方も見えられています。

○ 事務局長 48ページをごらんください。第2議案 農地法第5条の規定に基づく

許可申請案件 整理番号 5-5 について説明します。

整理番号 5-5 を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、ほ場整備区域内で、国営筑後川土地改良事業区域内。農地の区分は、役場から概ね 500m 以内の農地であることから第 2 種農地と判断されます。

転用目的の建売分譲住宅は、周辺の他の土地に立地することが困難であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。申請地につきましては、50 ページに位置図、51 ページに字図の写し、52 ページに土地利用計画図、53・54 ページに断面図、55 ページに建物平面図、56 ページに建物立面図を添付しております。

説明は以上です。

○ 議長 事務局の説明が終わりました○○委員ご意見をお願いします。

○ ○番（○○委員） 周りは住宅に囲まれているので問題ないと思います。

○ 議長 続きまして、地元最適化推進委員、○○委員ご意見をお願いします。

○ ○○推進委員 問題ないと思います。

○ 議長 地元委員は問題ないと言うことですが、質疑のある方はお願い致します。

○ 議長 ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。

はい、全員挙手です。申請どおり許可したいと思います。

○ 議長 続きまして、第 3 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件整理番号 5-6 について説明を求めます。今回は 1000 ㎡を超える案件でありますので申請者の方も見えられています。

○ 事務局長 57 ページをごらんください。第 2 議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 5-6 について説明します。

整理番号 5-6 を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、ほ場整備区域内で、国営筑後川土地改良事業区域内。農地の区分は、第 3 種農地になることが見込まれる区域として宅地化の状況が住宅の用若しくは事業の用に供する施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域のため第 2 種農地と判断されます。転用目的の建売分譲住宅は、周辺の他の土地に立地することが困難であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。申請地につきましては、58 ページに位置図、59 ページに字図の写し、60 ページに土地利用計画図、61 ページに断面図、62 ページに建物平面図、63 ページに建物立面図を添付しております。

説明は以上です。

- **議長** 事務局の説明が終わりました○○委員ご意見をお願いします。
- **○番（○○委員）** 以前から荒れ地になっていたので、問題ないと思います。
- **議長** 続きまして、地元最適化推進委員、○○委員ご意見をお願いします。
- **○○推進委員** 申請地の周りは宅地や道路に囲まれているので問題ないと思います。
- **議長** 地元委員は問題ないということですが、質疑のある方はお願い致します。
- **議長** ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。
- はい、全員挙手です。申請どおり許可したいと思います。

○ **議長** 続きまして、第3号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件整理番号5-7について説明を求めます。今回は1000㎡を超える案件でありますので申請者の方も見えられています。

○ **事務局長** 64ページをごらんください。第2議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件 整理番号5-7について説明します。

整理番号5-7を朗読。申請地は、農振農用区域外であり、ほ場整備区域外で、国営筑後川土地改良事業区域外。農地の区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地のため、第2種農地と判断されます。転用目的の資材置場は、周辺の他の土地に立地することが困難であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。申請地につきましては、65ページに位置図、66ページに字図の写し、67ページに土地利用計画図、68・69ページに断面図を添付しております。

説明は以上です。

- **議長** 事務局の説明が終わりました○○委員ご意見をお願いします。
- **○番（○○委員）** 以前から荒れ地になっていたので、問題ないと思います。
- **議長** 続きまして、地元最適化推進委員、○○委員ご意見をお願いします。
- **○○推進委員** 別に問題ないと思います。
- **議長** 地元委員は問題ないということですが、質疑のある方はお願い致します。
- **議長** ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。
- はい、全員挙手です。この案件は3,000㎡を超えていますので、県のネットワーク機構の意見を聞くこととなっておりそこで異議なしとなった場合、許可したいと思います。

○ **議長** 続きまして、第3号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件整理番号5-8について説明を求めます。今回は1000㎡を超える案件でありますので申請者の方も見えられています。

○ **事務局長** 70ページをごらんください。第2議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件 整理番号5-8について説明します。

整理番号5-8を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、ほ場整備区域外で、国営筑後川土地改良事業区域内。農地の区分は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であり、第1種農地と判断されます。転用目的の駐車場は、周辺の他の土地に立地することが困難であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。申請地につきましては、71ページに位置図、72ページに字図の写し、73・74ページに土地利用計画図、75ページに断面図を添付しております。

説明は以上です。

○ **議長** 事務局の説明が終わりました○○委員ご意見をお願いします。

○ **○番（○○委員）** 特に問題ないと思います。

○ **議長** 続きまして、地元最適化推進委員、○○委員ご意見をお願いします。

○ **○○推進委員** 問題ないと思います。

○ **議長** 地元委員は問題ないと言うことですが、質疑のある方はお願い致します。

○ **議長** ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。  
はい、全員挙手です。申請どおり許可したいと思います。

○ **議長** 続きまして、第3号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件整理番号5-9について説明を求めます。今回は1000㎡を超える案件でありますので申請者の方も見えられています。

○ **事務局長** 76ページをごらんください。第2議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件 整理番号5-9について説明します。

整理番号5-9を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、ほ場整備区域外で、国営筑後川土地改良事業区域内。農地の区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。転用目的の資材置場及び駐車場は、周辺の他の土地に立地することが困難であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。申請地につきましては、77ページに位置図、78ページに字図の写し、79ページに土地利用計画図、80ページに顛末書、81ページに写真を添付しております。

説明は以上です。

○ 議長 事務局の説明が終わりました○○委員ご意見をお願いします。

○ ○番（○○委員） 特に問題ないと思います。

○ 議長 続きまして、地元最適化推進委員、○○委員ご意見をお願いします。

○ ○○推進委員 問題ないと思います。

○ 議長 地元委員は問題ないということですが、質疑のある方はお願い致します。

○ 議長 ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。

はい、全員挙手です。申請どおり許可したいと思います。

○ 議長 続きまして、第４号議案 非農地証明願について説明を求めます。

○ 事務局長 82 ページをごらんください。第４号議案 非農地証明願について説明します。

証明－１を朗読。説明は以上です。

○ 議長 事務局の説明が終わりました○○委員ご意見をお願いします。

○ ○番（○○委員） 特に問題ないと思います。

○ 議長 続きまして、地元最適化推進委員、○○委員ご意見をお願いします。

○ ○○推進委員 問題ないと思います。

○ 議長 地元委員は問題ないということですが、質疑のある方はお願い致します。

○ 議長 ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。

はい、全員挙手です。申請どおり許可したいと思います。

○ 議長 続きまして、第５号議案 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく令和３年度

第２号農用地利用集積計画（案）の決定案件について説明を求めます。

○ 事務局長 92 ページをごらんください。第５号議案 農用地利用集積計画集計表（利用権設定関係）について説明します。田が 115 筆 251,746.67 ㎡、畑が 1 筆 1,933 ㎡、合計の 253,679.67 ㎡となっております。次に 95 ページをお願いします。農用地利用集積事業実施状況は、利用権設定の前回まで

の累計面積 4,403,768.49 ㎡、今回解約面積 206,030 ㎡、今回計画といたしまして 250,287.67 ㎡、現在の合計 4,448,026.16 ㎡となっております。農用地利用集積計画については以上です。

- **議長** 続きまして、第 6 号議案 農業経営改善計画の認定に伴う農業委員会の意見聴取案件について説明を求めます。
- **振興係** 96 ページをごらんください。第 6 号議案 農業経営改善計画の認定に伴う農業委員会の意見聴取案件について説明します。農業経営改善計画の認定に伴う農業委員会の意見聴取案件を朗読。説明は以上です。
- **議長** 続きまして、第 7 号議案 農業振興地域整備計画の軽微な変更申請整理番号について説明を求めます。
- **振興係** 104 ページをごらんください。第 7 号議案 農業振興地域整備計画の軽微な変更申請、について説明します。第 7 号議案を朗読。説明は以上です。
- **議長** 続きまして、第 8 号議案 農業振興地域整備計画の変更申請に伴う農業委員会の意見聴取案件について一括して説明を求めます。
- **振興係** 112 ページをごらんください。第 8 号議案 農業振興地域整備計画の変更申請に伴う農業委員会の意見聴取案件について説明します。第 8 号議案を朗読。説明は以上です。
- **議長** 続きまして、第 9 号議案 農業振興地域整備計画の変更申請に伴う振興計画に係る意見聴取案件について説明を求めます。
- **振興係** 139 ページをごらんください。第 9 号議案 農業振興地域整備計画の変更申請に伴う振興計画に係る意見聴取案件について説明します。第 9 号議案を朗読。説明は以上です。
- **議長** 続きまして、第 10 号議案 農業振興地域整備計画のうち農地利用計画の変更の事前調整について説明を求めます。
- **振興係** 146 ページをごらんください。第 10 号議案 農業振興地域整備計画のうち農地利用計画の変更の事前調整について説明します。第 10 号議案を朗読。説明は以上です。
- **議長** 続きまして、第 11 号議案 農業委員会の適正な事務実施について説明を求めます。

- **振興係** 153 ページをごらんください。第 11 号議案 業委員会の適正な事務実施について説明します。第 11 号議案を朗読。説明は以上です。
  
- **事務局長** それでは、以上で、本日予定しておりました議題は、すべて終了致しました。  
これをもって、本日の総会は終わります。

閉会 午前 11 時 50 分

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第 27 条の規定に基づき議事の顛末を記録し、  
下記のとおり署名する。

令和 3 年 5 月 6 日

吉野ヶ里町農業委員会

議 長 中村 榮憲

議事録署名委員 大坪 敏博

議事録署名委員 木下 大学

議事録作成者 田中 貴章